

	<h2>区職員の懲戒処分について</h2>
と き	12月6日（水）発表
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

1 職員の期末・勤勉手当（令和3～5年分）に係る源泉所得税の納付遅延

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢および処分内容

・総務部（人事戦略担当部 事務取扱）

統括部長 56歳 減給1/20・1月

・人事戦略担当部 統括課長 48歳 減給1/10・1月

・人事戦略担当部 課長補佐 52歳 減給1/10・1月

・会計管理室 課長補佐 54歳 減給1/10・1月

・都市農業担当部 主事 27歳 減給1/10・1月

【既退職者】（所属部および職層は退職時点の内容）

・人事戦略担当部 部長 65歳 減給1/10・1月（相当）

※ その他、関係職員4名について、訓告の措置を行った。

※ 「既退職者」について、退職後は地方公務員法が適用されないため懲戒処分を行えないが、減給相当の者については自主返納を求めていく。

(2) 概要

給与所得から源泉徴収した所得税については、所得税法により、給与支給月の翌月10日までに納付しなければならない。

今回、練馬東税務署からの指摘により、令和5年6月30日付けで支払った職員の期末・勤勉手当分の所得税について、本来7月10日までに納付する必要があったが、納期限を遅延して8月10日に支払っていることが判明した。

また、本件に係る事務処理を遡って確認したところ、令和3年以降同様の処理をしており、令和3年分および令和4年分も納期限を遅延し、8月10日に支払っていることが判明した。

その結果、不納付加算税および延滞税として合計37,115,600円が課されることとなった。

職員の期末・勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延に関わった関係職員について、不適切な事務処理により区に多大な損害を与える事態を招いたことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

2 処分年月日

令和5年12月4日

【問い合わせ】

練馬区 職員課 人事係

電話 03-5984-5782